

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	水質汚濁防止法	法令番号	昭和45年法律第138号	
手続名	有害物質使用特定施設等の改善又は一時停止命令	根拠条項	第13条の3第1項	
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合                  有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第12条の4の基準を遵守していないと認めるとき、期限を定めて処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度                  当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずる。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所